

令和 7 (2025)年 4 月 28 日

京田辺市立小学校保護者 様
京田辺市立中学校保護者 様

京田辺市教育委員会

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

平素は、本市教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 6 年度から従来の熱中症警戒アラートに加え、「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されています。

当該特別警戒アラートは、過去に例のない広域的な危険な暑さにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されることを踏まえ、発表時には下記のとおり取り扱います。

保護者の皆さま方におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 発表時の対応

市立小中学校、幼稚園は臨時休業とします。

土日祝日及び長期休業日の場合は、学校行事・部活動等の教育活動を中止とします。

ただし、中学校部活動における大会は主催者の判断に従うものとします。

2 臨時休業の決定

熱中症特別警戒アラートは前日午後 2 時頃に発表されるため、発表に伴い翌日を臨時休業とします。

3 留守家庭児童会の対応

熱中症特別警戒アラート発表時には、市立小中学校、幼稚園と同様に臨時休業となります。

4 熱中症予防に対する措置判断について

小中学校・幼稚園では、暑さ指数（WBGT）に応じて、別添の注意事項等を参照に教育活動の内容を判断します。

ただし、運動については、屋内外を問わず以下のとおりとします。

- ・暑さ指数 33 以上：運動を禁止
- ・暑さ指数 31 以上：特別の場合*以外は運動を中止

*特別の場合とは、医師、看護師、熱中症の対応について知識があり一次救命処置が実施できる者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のことです。

<問い合わせ>

京田辺市教育委員会学校教育課

電話：0774-64-1392

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

暑さ指数（WBGT）による基準域	注意すべき生活活動の目安 ※1	日常生活における注意事項 ※1	熱中症予防運動指針 ※2
3.5以上	熱中症特別警戒アラート ※ <u>全ての暑さ指数情報提供地点</u> における、暑さ指数（WBGT）が <u>3.5以上</u>		
3.3以上	熱中症警戒アラート ※ <u>いずれかの暑さ指数情報提供地点</u> における、暑さ指数（WBGT）が <u>3.3以上</u>		
危険 3.1以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
厳重警戒 2.8以上 3.1未満		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 2.5以上 2.8未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 2.5未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

※1 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4（2022）」

※2 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）」